

船舶事故調査報告書

令和5年1月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 佐藤 雄 二（部会長）
 委 員 田 村 兼 吉
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和4年6月9日 07時03分ごろ
発生場所	兵庫県明石市林崎漁港南南西方沖 林崎港5号防波堤灯台から真方位212° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 37.2′ 東経134° 56.9′）
事故の概要	漁獲物運搬船第11明神丸 ^{みょうじん} は、2そう引き網漁の操業中、甲板員が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和4年6月14日、主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁獲物運搬船 第11明神丸、11トン HG2-5128（漁船登録番号）、株式会社ヒマワリ 14.98m（Lr）×3.96m×1.34m、FRP ディーゼル機関、502kW（動力漁船登録票による）、平成元年9月23日
乗組員等に関する情報	船長 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年4月1日 免許証交付日 平成30年2月2日 （令和5年4月24日まで有効） 甲板員A 31歳 甲板員B 20歳 甲板員C 18歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約21℃
事故の経過	本船は、漁獲物運搬船で、船長、甲板員A、甲板員B及び甲板員Cが乗り組み、網船2隻と船団を構成し、2そう引き網漁（ちりめん漁）を行う目的で、令和4年6月9日04時00分ごろ林崎漁港を出港した。 本船は、06時00分ごろ網船が捕獲した漁獲物の取り込み作業を

開始し、06時30分ごろ林崎漁港で水揚げを行った後、再度出港して07時00分ごろ漁獲物の取り込み作業を再開した。

本船の漁獲物取り込み作業は、網船がえい網している袋網に繋がれた中吊りと称するロープを、本船の前部甲板のウインチで巻き上げて正船首部及び右舷船首部のたつに係止し、漁獲物の入った魚どりと称するファスナーで脱着できる袋網の末端部分を本船に横抱きして取り外し、甲板上に置いてある新しい魚どりを袋網の末端に取り付けて海中に投入した後、横抱きしていた魚どりを引き上げて漁獲物を甲板上に取り込むものであった。(図1、写真1、写真2参照)

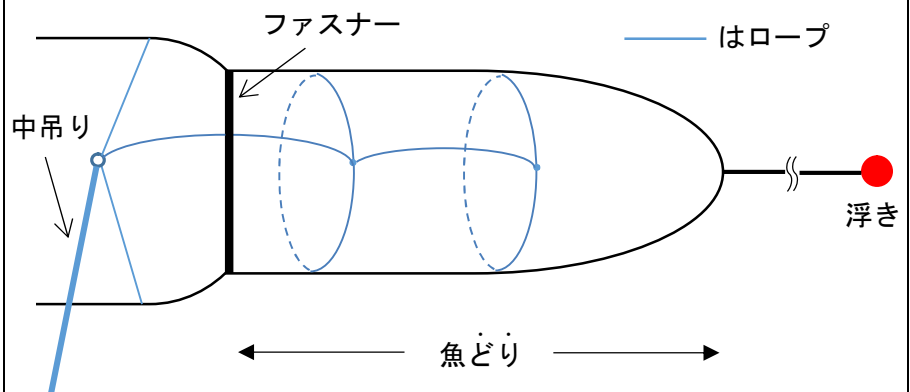


図1 袋網の末端部分



写真1 魚どり



写真2 本船の船首部

甲板員Aは、本船の右舷側で魚どりの取替え作業を開始し、船長が右舷船首部のたつの後方で、甲板員Bが正船首部のたつの後方で、甲板員Cが操舵室前方でそれぞれ待機していた。(図2参照)

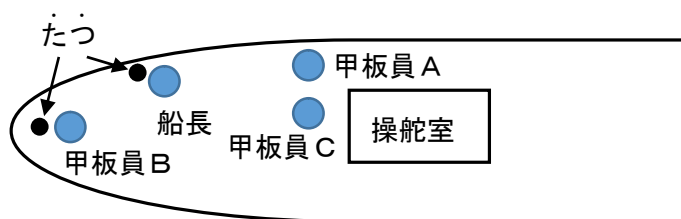


図2 乗組員の位置概略図

甲板員Aは、新しい魚どりを袋網の末端に取り付け、「OKです」と声を発した後、船長が右舷船首部のたつに係止していた中吊りを、甲板員Bが正船首部のたつに係止していた同吊りをそれぞれ解いた。(写真3参照)



写真3 中吊りを解く際の船長及び甲板員Bの体勢 (再現)

船長は、中吊りが繰り出される状況を見ていたところ、甲板員Aの「うわー」という叫び声を聞いて後方を振り向いた直後、07時03分ごろ甲板員Aがブルワークを越えて落水し、海中に沈んでいくところを目撃した。(写真4参照)

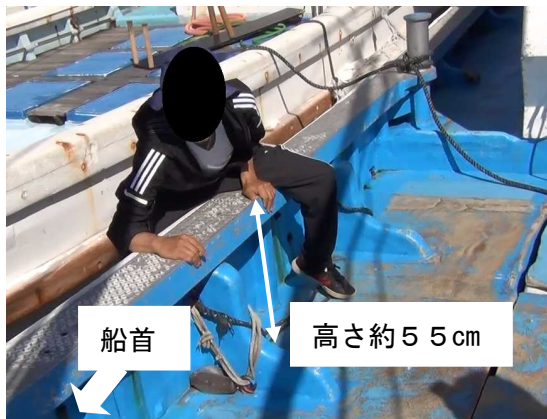


写真4 船長が目撃した甲板員Aの落水直前の体勢

船長は、甲板員Aを海中から引き上げようとして魚どりの回収作業を行ったが、甲板員Aを発見できず、僚船に甲板員Aの捜索及び118番通報を依頼した。

甲板員Aは、本船、僚船、海上保安庁、警察及び消防による捜索が行われたが発見されず、21日13時20分ごろ林崎漁港南南西方沖を航行中の船舶にうつ伏せ状態で漂流しているところを発見され、巡視艇により揚収された。

甲板員Aは、大学法医学教室の医師により死因が短時間での溺死の疑いと検案された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

甲板員Aは、本船での魚どりの取替え作業に従事した経験が1年以上あった。

甲板員Aが落水した付近のブルワークの高さは、甲板上約55cmであった。

甲板員Cは、魚どりの末端を示す浮きを甲板員Aに渡すため、操舵室前方で甲板員Aの作業を見ていた。

船長は、魚どりを投入中に甲板員Aの右足に魚どりのロープが絡まると甲板員Cから本事故後に聞いた。

甲板員Aは、本事故当時、カップ、胴付長靴、作業用救命衣を着用していた。

甲板員Aの着用していた作業用救命衣は、落水後に海面に浮いている状態で発見され、本船に回収された。

分析

乗組員等の関与

あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし</p> <p>甲板員Aの死因は、短時間での溺死の疑いであった。</p> <p>甲板員Aは、林崎漁港南南西方沖において、本船の右舷側から魚どりを投入中、右足に魚どりのロープが絡まったことから、魚どりと共に海中に引き込まれて溺死したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、作業用救命衣を着用していたが、魚どりと共に海中に引き込まれたことから、同救命衣が脱げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、甲板員Aが、林崎漁港南南西方沖において、本船の右舷側から魚どりを投入中、右足に魚どりのロープが絡まったため、魚どりと共に海中に引き込まれて溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の乗組員は、投網作業を行う際には、網のロープ等が身体に絡まないように十分気を付けること。 ・ 漁船の乗組員は、落水時に作業用救命衣が脱げないよう、着用時に腰ひもをきちんと結ぶこと。

付図1 事故発生場所概略図

